

第8章 教育研究等環境(本文)

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・8-101：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・8-102：学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・8-103：学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

評価の視点：8-101

教育研究等環境の整備に関する方針に基づいた淑徳大学中期事業計画に従い、財務計画「経年による改修が必要な施設および設備」に示すように、当該環境整備の緊急性及び必要性等を考慮し、優先順位を付けた上で修理改良計画を策定し、環境整備を行っている(根拠資料 第4期認証評価資料 淑徳大学中期事業計画(R5~R9)、第4期認証評価資料【ウェブ】教育研究等環境の整備に関する方針)。大規模な整備例として、東京キャンパスでは教育研究等環境の充実を図るべく2024(令和6)年3月に9号館を新設した。9号館は定員180名の教室を4室設置し、更なる教育研究活動の向上を図ることのできる施設となった。また、3号館を大規模改修し、令和5年に新設した人文学部人間科学科における研究や実験の充実を図る「行動観察実験室」「心理学実験室」「行動観察室」を設置した(令和6年9月竣工予定)(根拠資料 学生便覧・履修の手引)。さらに留意事項をもとに、学生の自学自習のためのスペース確保の一環として下記を行った。4号館2階共有ラウンジの設置、5号館2階ラウンジの設置、1号館1階ラーニングcommons完成(令和6年度)、3号館5階をフリースペースとし、学生の自学自習に使える空間とした。また10号館新設(ビル購入)により、総務部・大学事務局長室・学長室を移転した結果、1号館1階・7号館1階に空きスペースができたため、1号館1階(元総務)は会議室として、教員と外部関係者との打ち合わせスペースとして活用、7号館1階については、教室およびラウンジとして活用予定としている。

評価の視点：8-102

全キャンパスにおいて高速ネットワーク環境・ICT機器を整備及び促進を行っている。さらに大学情報センターの設置、システムエンジニアの配置、ネットワーク環境の強化やPCのリプレースメントなど、学生・教職員に対し授業環境の支援及び情報機器・情報ツールに対してサポート体制を構築している(根拠資料 第4期認証評価資料 7-28【ウェブ】、第4期認証評価資料 7-29、8-1、8-2、8-3)。

また、遠隔授業を効果的に実施するための取り組みや体制の準備を進めている(根拠資料 第4期認証評価資料 4-12、4-13)。また、2024(令和6)年度以降大学全体で電子教科書システムの導入を予定しており、コロナ対応以降、学生のPC必携化が進んでいる(根拠資料 第4期認証評価資料 8-4)。

東京キャンパスでは、2024年度実施のICT機器の整備に付随して、学生用Wi-FiであるeFEREC

の更新工事を行った。学内でのネットワーク使用時の2段階認証システムを強化することで、より安全に学内でのネットワーク使用を行うことを目的とし、実施した。またデジタルサイネージを1号館～9号館に設置、運用を開始し、学内の情報共有を促進した。

評価の視点:8-103

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組みは適切になされている。大学として「SNS 利用に関するガイドライン」を策定し、SNS 利用者、特に学生に対して、利用者としてのモラル欠如ひいては法律への抵触等によるトラブル防止の観点から、周知を図っている(根拠資料 第4期認証評価資料 8-5【ウェブ】)。また、学内ユーザーID・パスワード等のアカウント情報、個人で作成したデータ等の管理方法について、学生便覧及び新入生オリエンテーションを通じて学生に周知を行い、情報リテラシー教育に取り組んでいる(根拠資料 学生便覧・履修の手引、8-6)。また必修科目として「情報リテラシー」を全学共通基礎教育科目 (S-BASIC)として全キャンパスでカリキュラムに組み込み、データサイエンスの基礎知識と情報リテラシーの獲得を推進している(根拠資料 第4期認証評価資料 8-7)。

生成 AI の活用についても、大学として方針を定め、広く周知を行っている(根拠資料 第4期認証評価資料 8-8【ウェブ】)。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・8-201: 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・8-202: 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

評価の視点:8-201

淑徳大学附属図書館は、昭和40年4月淑徳大学社会福祉学部社会福祉学科(入学定員100名)創設とともに現千葉キャンパス(千葉県千葉市中央区大巖寺町)に設置され、初代館長は学長兼務のもとに、蔵書数9,610冊で発足した。以来、学科の増設、大学院の設置等、大学の発展に伴って、所蔵資料、施設等も次第に拡充・整備され、平成4年2月には新図書館・学生厚生棟(4号館)が竣工し、施設面における充実がはかられた。また、平成8年4月には、埼玉キャンパス(埼玉県入間郡三芳町)に国際コミュニケーション学部が設置された際、同キャンパスにも大学附属図書館としての「みずほ台図書館」が設置された。さらに、平成19年4月には、千葉第二キャンパス(千葉県千葉市中央区仁戸名町)に看護学部が設置された際、同キャンパスにも大学附属図書館としての「看護学部図書室」が設置された。また平成26年4月には、東京キャンパス(板橋区前野町)に人文学部が設置され、同時に「淑徳短期大学」を「淑徳大学短期大学部」に名称変更し、同キャンパスの「東京図書館」を大学の附属図書館として運用を開始した。

淑徳大学附属図書館は上記の4つの図書館・室となり、それぞれのキャンパスの地理的隔たりや、各キャンパスで展開されている教育研究の専門性の相違から、どうしてもそれぞれ独立的に機能・整備せざるを得なく、管理運営上もそれぞれ独立的にならざるを得ないという状態にある。しかし、4館の共通する事柄については附属図書館運営委員会で調整を行い、淑徳大学附属図書館と

しての整合を図り運営を行っている。

4つの図書館・室で共通した図書館システムが構築され、その所蔵データベースは、OPAC として公開されている。電子情報(電子ジャーナル、データベース)については、契約の制限があるものを除き4キャンパスで共通して附属図書館のホームページから利用(学内限定)が可能である(根拠資料 第4期認証評価資料 8-9、8-10、8-11)。

千葉図書館、東京図書館では国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向けデジタル化資料送信サービスに参加しており、対象資料を図書館内の専用端末で閲覧が可能。また、千葉図書館、みずほ台図書館、東京図書館では、附属図書館に所蔵がない資料についても、国立情報学研究所のNACSIS-ILLに参加しているため、他大学図書館へ文献複写・現物貸借の依頼が可能である。また、千葉図書館では私立大学図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)、佛教図書館協会に加盟しており、特に佛教図書館協会では東地区内での相互協力体制を図っており、さらに、千葉県大学図書館協議会、千葉市図書館情報ネットワーク協議会に加盟済みとなっている。また、2025年度より専任教職員・学生を対象に、千葉図書館、みずほ台図書館、東京図書館で所蔵している資料を、利用者から希望があれば、利用者負担なしで取り寄せるサービスを開始した。費用は図書館で負担する。

評価の視点:8-202

4つの図書館・室には、図書館・学術情報サービスを提供するための専門的知識を有する者を配置しており、根拠資料 第4期認証評価資料の通り図書館司書資格所有率は62.9%である(根拠資料 第4期認証評価資料 8-9)。令和6年5月1日時点での大学全体での図書冊数は671,658冊、雑誌種数は3,415種である。各図書館の蔵書数(和書、洋書、視聴覚資料、電子ブック)、雑誌全所蔵種類数(和雑誌、洋雑誌、電子ジャーナル)は、年次報告書第22号の通りである。なお「年次報告書」は2002(平成14)年度から刊行を開始し、管理運営、業務報告を記録するとともに、文部科学省が実施している学術情報基盤実態調査の主要統計との比較を取り入れながら、現状分析と改善方策をまとめている。座席数は各キャンパスの在籍学生数に対し十分な数を用意しており、図書館内ないし隣接棟にラーニング・コモンズやグループ学習室、コミュニティスペース、ノートPC自動貸出ロッカー等を設置する等、図書館等の施設環境の整備に努めている。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・8-301: 研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか(教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等)。
- ・8-302: 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

評価の視点:8-301

本学では、研究に対する大学の基本的な考え方を「教育研究等環境の整備に関する方針」内に以下のように定めている(根拠資料 第4期認証評価資料【ウェブ】教育研究等環境の整備に関

する方針）。

「大学の理念・目的、学部・研究科の人材育成の目的をふまえ、学生が卒業後、社会において有意な人材として活躍できるよう、教職員の教育研究活動の向上と社会貢献活動の活性化に寄与する研究を主として実践する。」

この考え方に基づいた学部等の教育研究上の目的及び人材養成の目的の達成に向けて、本学では、専任教員個々人が教育研究目標を設定し、その進捗状況について自己評価を行う「自己管理目標制度」を設けている（資料 6-41、6-42）。具体的には、科目担当・学生指導等の教育業務、専攻分野・授業運営に関する研究業務について計画を立案し、年度当初の「教育研究活動計画書」と年度末の「教育研究活動状況報告書」を学部長に提出する（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 8-12、8-13**）。学部長は、報告書の内容に基づき、研究活性化や教員一人当たり年 2 本の論文等発表を実現するため、研究を阻害している要因についてヒアリング、とりまとめをしている。最終的には学部長から学長に、当該年度における学部の教育研究上の目的等の達成状況について報告を行っており、これらの様式や制度について 2024（令和 6）年度に見直しがなされ、2025（令和 7）年度より新様式に刷新された（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 8-14**）。教育活動（ティーチング・ポートフォリオ）のみに力点を置いていたところから、教員の業務は教育・研究・社会貢献・管理運営であることを再確認する機会とし、今後はアカデミック・ポートフォリオとして、学部長等の面談や教育研究支援センターとの連携体制を大学人事委員会が統括し、統合的な教員業務の視点から研究活動の活性化につなげていく。

専任教員の教育研究活動を支援する経費は、2017（平成 29）年度からその制度を一新した。それらは、「一律に支給される研究費」と「申請により支給される研究費」とに大別することができる。まず、専任教員の日常的な教育研究活動において使用する「教育・研究費」については、年度初めの教育・研究計画書の提出をもって、年間 35 万円の範囲で請求により支給される。これに加えて前年度の教育研究活動の実績に応じて支給される「教育・研究費」があり、最大5万円が支給される。後者は傾斜配賦による支給と位置づけられる（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 6-42**）。次に公募による研究費は、「学術研究助成」、「学術奨励研究助成」、「学術出版助成」、「研究推進事業」、「教育改革推進事業」の5種類があり、意欲的な研究に対して支給されている（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 8-15、8-16、8-17、8-18、8-19**）。

2012（平成 24）年に学内外の競争的資金及び教育研究費を担当する教育研究支援センターを立ち上げた。教育・研究費の管理はもとより、科研費の応募申請の説明会、個別相談会等を実施し、教員の相談に乗るなど外部資金獲得のためのサポートを行う他、本学の科研費採択の状況分析も行っている。教育・研究費について、必要な事項は「淑徳大学教育・研究費規程」に定められており、教員への説明資料として、「淑徳大学公的研究費取扱要領」を作成して配布している（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 8-20、8-21**）。

研究時間の確保について、第 6 章にも述べているように、各教員の研究日を確保した時間割編成、担当コマ数の少ない専任教員に対する業務委託科目の割り振り等、平準化及び研究推進を前提としたカリキュラム編成を可能な限り実施している（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 6-27、8-22**）。また海外及び国内研究・調査等に関する運用規程は令和 4 年 4 月 1 日より規程改定され、現在は「淑徳大学在外研究及び国内研究に関する規程」にて運用されており、2024（令和 6）年度に

1名の在外研究実績があり、2025年度には実施報告が行われた（**根拠資料 第4期認証評価資料** 8-23、8-24、8-25）。

評価の基準：8-302

本学では、教職員の研究倫理の確立・向上に努めるとともに研究活動の不正を未然に防止するために、以下のように各種の規程を整備し、かつ教職員、学生に対し研究倫理の遵守を測る取り組みを行っている。

2015（平成27）年に「淑徳大学における研究活動及び公的研究費の使用に関する行動規範」が学長裁定の形で出され、同時に「淑徳大学公的資金不正防止計画」が策定された。これらに基づき、「淑徳大学研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」が、それまでの関連規程を統合整理する形で制定された。責任体制、管理運営、モニタリング、通報の手順も定めている。さらに、「淑徳大学物品発注・検収取扱要領」で実際の手続きを示している。毎年内部監査として、通常監査と特別監査（物品抽出監査）を実施し、不正防止に努めている（**根拠資料 第4期認証評価資料** 8-26）。また令和5年度よりコーポレートカードを導入し、研究者を支払いに関与させない支出方法の導入により不正防止対策を強化している。

研究倫理関連の規程として、大学として「淑徳大学研究倫理規準」を定め、全学に「研究倫理委員会」、各キャンパスに「研究倫理審査委員会」を置き、倫理審査を実施している（**根拠資料 第4期認証評価資料** 8-27、8-28、8-29）。

研究倫理教育に関しては、学部学生に対しては入学時にオリエンテーション内で「淑徳大学学術研究倫理ガイド「研究倫理を知っていますか？」」を配布して説明している（**根拠資料 第4期認証評価資料** 8-30）。教員・大学院生に関しては、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース「eLCoRE」の受講の他、教員には「公的研究費に係るコンプライアンス研修」の受講を義務化している。さらに研究を開始するにあたり公的研究費取扱要領に定める事項を遵守することが明記された誓約書の提出を求めている（**根拠資料 第4期認証評価資料** 8-31）。2025年度からAPRINに加盟し、eラーニングを導入予定であり、院生までは対応を想定している。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・8-401：研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・8-402：点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点：8-401

研究等環境に関わる事項を含め、自己点検・評価のサイクルに準じて自己点検・評価を実施している（**根拠資料 第4期認証評価資料** 2-1）。また、大学として達成すべき施策及び取り組みについて成果の指標を掲げており、教育研究等環境整備に関する各項目の取り組みについて、定期的な進捗や達成状況の確認を行い、取り組みに対する課題等の情報収集及び進捗管理を行っている（**根拠資料 第4期認証評価資料** 1-11）。

評価の視点：8-402

教育研究等環境整備に関する取り組みに関して自己点検・評価の実施、成果指標に対する取り組み状況の進捗確認・報告を通じて、各担当者が現状に対する課題の認識及び今後の改善へと繋げている

具体例として、「第4クール成果指標」にて、科研費申請率および平均採択率、また学内研究助成への申請件数の内、グループ研究の申請数、その他、学術研究助成・学術奨励研究助成、学術出版助成、在外・国内研究助成の申請数について数値目標を掲げており、教育研究支援センターが取組主体となって、研究推進につなげている。2023（令和5）年度の実績として大学全体での科学研究費の総獲得件数は84件、研究費の合計は50,265,641円、民間の研究助成財団等からの研究助成金は3件、研究費の合計は1,370,000円、受託研究費の総獲得件数4件、研究費の合計は943,375円、共同研究費の総獲得件数1件、研究費90,500円であった（**根拠資料 第4期認証評価資料【大学基礎データ】表8**）。また同センターでは教育研究開発センターニュースを定期的に発行し、研究を推進するための情報を発信している。また、2024（令和6）年度は若手の研究者に対して、科研費の研究活動支援スタート支援に申請する人に複数回の添削を行い、1名の採択があった。科学研究費以外の外部研究費についても担当者間で定期的にとりまとめ、専任教員へ案内を行っている。2025年度は間接経費を用いて、科研費獲得の動画講座やレビュー支援を実施している。

その他、直近の取り組みとして、千葉キャンパスでは教育系ネットワークサーバの入替を実施したほか、Windows10のサポート切れに伴うPCの入替等必要に応じた環境整備を実施している。東京キャンパスでは、3号館の改修に伴い、研究設備の整備を行った（**根拠資料 第4期認証評価資料 8-32、8-33**）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

学園中期計画に基づき、優先順位をつけながら大規模な改修工事を含めた教育研究環境の整備を継続的に行っている点は長所に挙げられる。例えば東京キャンパスでは、2023（令和5）年図書館2Fラーニング・コモンズ、2024（令和6）年9号館新設、2024（令和6）年3号館大規模改修等を行い、教育研究環境の整備を行っている。2024（令和6）年に、1号館1F事務部機能を4号館に移転したことに伴い1号館にラーニング・コモンズが新たに設置され、学生の自学自習スペースが増加した。

「情報倫理教育」について、入学時の新入生オリエンテーションから基礎教育科目に至るまで、情報倫理に関する意識を学生に持たせる取り組みが行われている点は評価に値する。これにより、学生が早期に情報倫理の重要性を認識し、学業や将来のキャリアにおいて適切な行動を取るための基礎が築かれている点は評価できる。全学共通基礎教育科目「S-BASIC」の「情報リテラシー」および「データリテラシー」の授業内で、情報倫理に関する留意事項を学生へ周知し、情報倫理の確立を図っており、これらの科目の単位を修得することで、数理・データサイエンス・AI教育のリテラシーレベルの知識やスキルを証明するデジタル証明書（オープンバッジ）を希望者に対して発行を行う等の工夫も見られる。

研究の支援体制として、学内においては教育研究費のほか、学術研究助成、学術奨励研究助成、

研究推進事業、教育改革推進事業といった申請ベースでの獲得機会が豊富である。また、在外研究の制度を整備し、特に若手研究者に対して推進をしている。またこの制度で在外研究を行ったものは、組織内でグループ研究の代表者となることを求めており、組織全体の研究力向上につながる取組みである。

さらに科研費獲得に関するウェビナーを教員の費用負担なく視聴できる体制を大学全体で構築している。大学全体で若手研究者の育成を目的とした制度が整備されており、制度を活用する教員が増加していることから若手研究者育成や研究活動の推進に繋がっている。

上記に加え、各学部でも独自の研究支援を行っている。たとえば経営学部では、科研費を含む外部競争的資金の積極的な応募、獲得を目指して、年度初めの「学部長所信表明」等において、目標値等を定めて教員への周知をはかってきた（**根拠資料 第4期認証評価資料** 8-34）。例え結果が不採択であっても、応募する姿勢を教員一人ひとりが持つことの重要性を説いており、結果も徐々に表れている。また看護栄養学部では「淑徳大学学術研究助成規程・淑徳大学学術奨励研究助成規程の看護栄養学部での取り扱いに関する申し合わせ」により対象に助教、助手を含めることで、若手研究者育成のための仕組みを整備している。

図書館について、4キャンパスに図書館を設置し、淑徳大学蔵書検索(OPAC)システムにて、学内外から全館の所蔵資料を検索できる体制が整備されている。また、電子ジャーナルやデータベースへのアクセスが充実しており、契約の制限があるものを除き4キャンパスで共通して附属図書館のホームページから利用(学内限定)が可能となっている。これにより、国内外の論文情報をはじめ、新聞記事・辞典辞書ツール・法律情報等にアクセスが可能である。また、十分な座席数の確保、授業開始前からの開館時間設定、ラーニング・commonsの設置、ノートPC自動貸出システムの導入など、現代的な学習ニーズに対応した施設づくりを行っている。また、蔵書の内1994(平成6)年度に私学助成金の交付を受けて購入した「16-20世紀イギリス救貧法及び社会福祉の歴史」のコレクションは、エリザベス救貧法(1597年法)を中核としたイギリスの社会福祉制度・政策の変遷を示す第一級資料である。2003(平成15)年度の文部科学省「高度情報化推進特別経費、教育学術情報データベース等の開発」補助を受け、その全てを画像によりデータベース化し、国内外の研究者に広く公開している（**根拠資料 第4期認証評価資料** 8-35【ウェブ】）。

◆問題点

教育研究環境全般について、点検・評価の具体的な基準や指標について不明瞭なところがあり、キャンパスや部署間で偏りが生じている部分がある。また、学生や教員からの要望収集の点においてやや不十分であり、設備等の耐用年数などの観点を重視しているのが現状である。具体的には、全学部・研究科の学生が自学自習に自由に利用できるスペースが不足しているため、改善が求められる。また、大学設置基準を満たす施設を要しているものの、同基準で示されている「学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ」という文言に対して、本学では施設の管理等に關する委員会や規程等がなく、全学的な施設計画を検討・共有する施設担当者の会議体が未設置であるため、改正後設置基準への対応等、キャンパス整備に関して計画的・組織的対応が進んでいないことが課題である。

図書館について、電子情報(電子ジャーナル、データベース)について、契約の制限があるものを除き4キャンパスで共通して附属図書館のホームページから利用は可能であるが、「学内限定」となっており、リモートアクセスには現状対応していない。また、業務を外部業者に委託しており、外部

業者への依存度が高い状況である。円安や価格高騰により、学部学術雑誌購入費の予算が上昇傾向であり、予算を削減する対策や工夫が必要である。

研究倫理に対する意識は向上し、研究倫理審査委員会に提出される申請も定着している。一方で、件数が増えたことによりたとえば異なる専門領域が併存する学部学科においては研究倫理委員会の統一的な審査が難しい事例も出るなど新しい課題も挙げられている。

研究環境について、学科によってはカリキュラムの特性により、教員間で担当コマ数に偏りが生じてしまっており、研究時間への影響が懸念される。またコマ数の計算や平準化を全学で統一的に主管する部署がなく、部分的に偏りがみられる。また、科研費採択の支援を組織的に行っているものの、特定の学部限定されたものも多く、また継続的、安定的に採択数が多い状態にあるとは言えない。科研費以外の外部資金の獲得も含め、支援の継続と工夫が求められる。「淑徳大学在外研究及び国内研究に関する規程」の対象者が「原則10年以上勤務した者」に限定されており、若手研究者育成のための支援・仕組みづくりが必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

キャンパスや部署間の点検評価の基準・指標について統一的な運用を行うために、具体的な評価指標(KPI)を設定し、定量的な評価を実施する。また、教育研究環境の整備は、大学設置基準や学生・教職員のニーズだけでなく、学部改編等の大学将来計画を踏まえながら計画検討する事項であるため、各キャンパスの施設担当者だけでなく、学園本部の関連部署(理事長室及び財務部)と連携しながら課題について検討する必要がある。その点を考慮しながら2025年度以降は、組織の在り方や学園及び大学規程の整備等について検討を始める。

教員の担当コマ数の多さ、平準化の問題については、研究専念期間(サバティカル)制度等、集中的な研究時間を確保の検討を行う。また、ティーチング・アシスタント(TA)を拡充し、教員の教育負担を軽減する。加えて、間接経費を研究推進や研究支援に効果的に活用するため、今後教育研究支援センターが中心となって、より研究推進や研究支援に資する形で使用する。また、外部資金獲得の支援体制をさらに充実させていく。

大学共通の研究倫理審査委員会の設置および規程の改訂が検討されており、これにより全学的に統一された基準での審査・判断が可能となることが見込まれている。

全学部・研究科の学生が自学自習に自由に利用できるスペースが不足している点についても対応が必要であるが、一例として東京キャンパスのラーニング・コモンスの設置等の施設整備を行っており、今後も全学的にこうした努力を継続する必要がある。

◆全体のまとめ

大学の理念に基づく中期計画に沿って、優先順位付けを行い、大規模事業については学園本部の承認を得るなど、計画的かつ体系的な教育研究環境の整備を行っている。一方で、キャンパスや学部独自の取組に留まっている内容も散見されるため、良い取り組みを全学的に広め、偏りをなくしていくための全学的な組織の整備と具体的な活動が求められる。